

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

墨田区新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

☎0570-666-329(ナビダイヤル)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

* 祝日を除く

都「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

☎0570-550-571(ナビダイヤル)

FAX5388-1396(聴覚障害のある方)

午前9時～午後10時

* 土・日曜日、祝日を含む

* 日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

☎0120-565-653(フリーダイヤル)

午前9時～午後9時 * 土・日曜日、祝日を含む

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください(該当しない場合も相談可能です)

- ✓ 次のいずれかの強い症状がある▶ 息苦しさ(呼吸困難) ▶ 強いだるさ(倦怠感) ▶ 高熱等
- ✓ 高齢者・基礎疾患がある方・妊娠している方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある
- ✓ 上記以外の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている

④ 症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。

墨田区帰国者・接触者電話相談センター

☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

* 祝日を除く

休日・夜間の電話相談

都・特別区・八王子市・町田市

合同電話相談センター

☎5320-4592

午後5時～翌日午前9時 * 土・日曜日、祝日は終日

[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191 * 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

コード



「何を留意すればいいのかわからない?」そんな悩みを解消!

「雇用調整助成金」説明窓口

区では、東京都社会保険労務士会とハローワーク墨田と連携し、予約制の「雇用調整助成金」の説明窓口を開設しています。ぜひ、ご利用ください。

[開設日] 6月25日までの毎週火・木曜日 [会場] すみだ区民相談室(区役所1階) * 予約時に決定 [対象] 雇用調整助成金を申請する区内中小企業 [費用] 無料 [申込み] 事前に電話で就職支援コーナーすみだ ☎5608-6298 へ * 受け付けは午前9時～午後5時

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

☎5388-0567

FAX5388-1500(聴覚障害のある方等)

午前9時～午後7時 * 土・日曜日、祝日を含む

都では、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に定める要請・指示等の措置に対する疑問や不安に対応するため、コールセンターやLINE公式アカウント(右のコードを読み取ることで接続可)を設置しています。さらに、同相談センターで東京都感染拡大防止協力金制度に関する質問等も受け付けています。



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け制度

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、無利子で行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けも実施しています。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象] 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯

[貸付額] 20万円以内(一括交付)

[償還期間] 2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象] 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

[貸付限度額] ▶ 単身世帯 = 月額15万円以内

▶ 2人以上世帯 = 月額20万円以内

[償還期間] 10年以内(均等月賦償還)

[申込み・問合せ] 墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902 (〒131-0032 東向島2-17-14) 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時 * 必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

墨田区国民健康保険の被保険者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の全ての要件を満たす方▶ 墨田区国民健康保険の被保険者である▶ 給与等の支払いを受けている被用者である▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない

[支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

[支給額] 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり

[適用期間] 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給には申請が必要です。

支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

[問合せ] 国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。



万が一に備えてご加入ください 学童災害共済制度

学童災害共済制度は、小・中学生の放課後や休日の事故等に、見舞金が支払われる制度です。

[対象] ▶ 区立小・中学校に通学している児童・生徒 ▶ 区内在住で区立以外の小・中学校、盲学校・ろう学校・特別支援学校の小・中学部に通学している児童・生徒 [共済掛金(年額)] 50円 * 就学援助の認定を受けている方は免除 [見舞金額] ▶ 死亡 = 40万円～60万円 ▶ 負傷 = 2000円～10万円 [共済期間] 加入日～令和3年3月31日 * 7月20日までに加入すると4月1日に遡って適用 [申込み] ▶ 区立小・中学校の児童・生徒 = 各学校が一括申込みを行うため申込不要 ▶ 区立小・中学校以外の児童・生徒 = 掛金と印鑑を持って直接、学務課給食保健・就学相談担当(区役所11階) ☎5608-6305へ

人権コラム⑦

ハラスメントのない、思いやりのある社会をめざして

ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)は、受けた人や、周りの人たちに深刻な影響を及ぼし、仕事への意欲や自信を失わせたり、心身の健康状態を悪化させたりする重大な人権侵害です。

「労働施策総合推進法」の改正では、パワーハラスメント(以下、パワハラ)とは、「優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、労働者の就業環境が害されるもの」とされ、これらを防止するため、この6月より順次必要に対応をすることが事業者には義務付けられています。具体的には、職場においてパワハラに対しての就業

規則・相談体制などを労働者へ周知することや、パワハラが起こった際の迅速な対応などが挙げられます。これらの取組により、誰もが安心して働くことのできる労働環境の実現が期待されます。

雇用の関係に関わらず、就労者一人ひとりが人権を尊重する職場づくりを心掛け、働く意欲のある全ての人々が、安心して働き続けることができるよう、ハラスメントのない思いやりのある社会をめざしましょう。

[問合せ] 人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322